

税務の専門家も参考にする

相続税質疑応答集

【第2版】

はしがき

相続税は、一生のうちに何度も遭遇することがなく、一般に馴染みが薄い税ですが、多くの方が頭を悩ます税でもあります。また、相続税法には、相続や遺贈に関する規定がなく、相続税の課税原因等に関する規定は、すべて民法の規定を借用しているため、相続税を理解するためには、民法の基礎知識等も必要となります。

本書は、遺言や遺産分割などの相続税の課税原因となる民法の基礎的な知識、相続税の課税価格とその計算方法や非課税財産、債務、葬式費用などの相続税に関する様々な取扱い、小規模宅地の特例、信託課税などについて、重要な事例、誤りやすい事例、多くの実務家が疑問に思う事例などを中心に、Q & Aの方式により、わかりやすく解説しています。

特に、解説には、民法や相続税法のほか、家事事件手続法等の相続に関連する法令や相続税法の解釈通達、相続税の課税上参考となる裁判例や審査裁決、国税庁の質疑応答事例等を示すとともに、これらを各事例の末尾に参考として掲載しています。

今回の改訂版の発行に当たって、相続させる旨の遺言と遺産分割方法の指定並びにその課税関係、共同で建物を建築した場合の小規模宅地の特例の適用、更正の請求期間が延長されたことに伴い事例が増加すると思われる相続税法 32 条と国税通則法 23 条 1 項の更正の請求期限の関係、相続財産であることを認識していた場合の重加算税の賦課、減額割合が高い広大地通達の適用事例など、新たに 10 問を追加しました。

これから相続税について勉強しようとしている方や既に実務に携わっている税務の専門家である税理士の先生方に、相続や相続税に関する各種法令や通達、裁判例や審査裁決に基づき、正しく理解していただけるように配意して作成しています。

最後に、本書刊行の機会を与えてくださった法令出版の鎌田順雄氏、石川秀雄氏に対して心から感謝申し上げます。

平成 28 年 12 月

新 井 宏

目 次

第 1 章 相続税の課税原因等

1	失踪宣告とその取消しの効果	2
2	認定死亡	7
3	認知	9
4	死後認知と価額支払請求	14
5	遺言の種類及びその方式①－普通方式の遺言	18
6	遺言の種類及びその方式②－特別方式の遺言	22
7	遺言書の保管と執行	25
8	包括遺贈と特定遺贈	27
9	遺贈と死因贈与	30
10	死因贈与の課税上の取扱い	33
11	口頭による死因贈与	37
12	遺言の撤回と課税	39
13	遺言書と異なる内容の遺産分割協議を行った場合の課税	42
14	「相続させる」旨の遺言の性質とその課税関係	47
15	停止条件付遺贈があった場合の相続税の申告	54
16	相続の承認	56
17	限定承認	60
18	限定承認による課税上の取扱い	64
19	相続放棄	69
20	遺産分割	72
21	具体的分割方法	77
22	遺言による遺産分割方法の指定と換価分割及び代償分割の 課税関係	80
23	胎児がいるときの遺産分割協議及び相続税の課税	87

24	相続人が未成年者である場合の遺産分割協議	91
25	行方不明者がいる場合の分割協議	94
26	特別受益	96
27	特別受益証明書の効力	99
28	寄与分	101
29	遺留分とその減殺請求	104
30	遺留分の事前放棄	110
31	相続回復請求権	112
32	共同相続人間の相続回復請求権と短期消滅時効	115
33	特別縁故者に対する相続財産の分与と相続税課税	118

第2章 相続税の課税価格と相続税の計算

34	相続税の概要	124
35	相続税の計算の概要	128
36	相続税の総額の計算	132
37	相続放棄があった場合の相続人	134
38	同時に死亡した場合の相続と相続税の申告	138
39	相続税法上の養子の数に制限を受ける場合	140
40	実子とみなされる養子の範囲及び身分が重複する場合の相続分	143
41	遺産分割後に判明した事情による分割のやり直しと課税関係	148
42	代償分割と相続税の課税	151
43	代償財産の価額	154
44	支払期日未到来の既経過家賃と相続財産	158
45	雇用主が保険料を支払っていた場合の相続財産とみなされる 生命保険金	161
46	保険事故が発生していない生命保険契約を相続人が引き継い だ場合の課税関係	165
47	契約者貸付金のある生命保険金	168
48	相続放棄をした場合の生命保険金と相続税の非課税規定の適用	171
49	死亡退職金及び弔慰金等の取扱い	174

50	生前退職に伴う退職金が死亡後に確定した場合の課税関係	178
51	相続税の申告後に支払が確定した被相続人の退職手当金の 課税関係	181
52	被相続人の死亡後に支給期が到来する給与等の課税関係	185
53	退職手当金の受取人の判定	188
54	生命保険契約に基づく年金受給権の課税関係	192

第3章 相続税の非課税財産等

55	庭内神し及びその敷地の非課税財産性	196
56	古墳の敷地（周知の埋蔵文化財包蔵地）の課税関係	200
57	個人立幼稚園の財産の非課税	204
58	個人立幼稚園に係る教育用財産の範囲	210
59	生命保険金の一部を特定公益法人に寄付した場合の非課税の 計算	213
60	特定公益信託の信託財産の非課税	217
61	国や公益法人等へ相続財産を寄付した場合の相続税の課税関係	223
62	相続等により取得した財産に甚大な被害を受けた場合	227
63	損害賠償金と相続税課税	231

第4章 相続債務及び葬式費用

64	控除できる債務	240
65	債務が控除不足となる場合の課税価格	244
66	相続開始後に納期が到来する固定資産税の債務控除	248
67	被相続人に対する重加算税	252
68	徴収猶予されていた公共下水道の負担金の債務控除	254
69	遺言執行費用と債務控除	260
70	相続人が相続開始後に履行した保証債務と債務控除	263
71	被相続人の生前に係争に係る裁判費用と債務控除	267
72	遺贈により取得した財産から支払った葬式費用の債務控除	271

73	譲渡担保契約により他に移転した財産の相続税の課税関係及び債務控除	277
74	葬式費用の範囲	282
75	香典及び香典返しの費用	285

第5章 税額加算・税額控除等

76	養子が相続放棄した場合及び孫が養子となった場合の相続税額の2割加算	290
77	被相続人の甥が代襲相続人となった場合の相続税額の2割加算	295
78	養子縁組前に生まれた養子の子に対する相続税額の2割加算	299
79	被相続人の直系卑属でない者が養子となっている場合の相続税の2割加算	303
80	法定相続人の数から除外される養子に係る相続税額の2割加算	305
81	生前贈与財産の加算	307
82	贈与税の配偶者控除を受けた財産に係る生前贈与加算	314
83	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の生前贈与加算	319
84	遺産分割前に死亡した配偶者の税額軽減の特例	325
85	配偶者が財産の全部を相続した場合の配偶者の税額軽減の特例	331
86	配偶者の税額軽減の申告手続	335
87	遺産分割協議書その他の財産の取得の状況を証する書類	346
88	贈与税額控除がある場合の配偶者の税額軽減	352
89	贈与税額控除額が相続税額を超える場合	355
90	未成年者控除	357
91	法定相続人の数への算入が制限された相続人の未成年者控除	361
92	未成年者控除の控除不足の取扱い	363
93	相続税額がない場合の未成年者控除	367
94	相次相続控除	369

95	成年被後見人の相続税における障害者控除の適用	372
----	------------------------	-----

第6章 小規模宅地等の特例

96	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の概要	378
97	特定事業用宅地等	394
98	「特定事業用宅地等」と「貸付事業用宅地等」がある場合	398
99	不動産貸付業等の範囲	402
100	事業用建物等の建築中に相続が開始した場合	405
101	被相続人等の居住の用に供されていた小規模宅地等の範囲	408
102	被相続人の入院により空家となっていた建物の敷地	410
103	被相続人が老人ホームへ入居したために空家となっていた建物の敷地	412
104	居住用宅地等を取得した相続人が相続税の申告期限前に単身赴任した場合	419
105	共同で建物を建築した場合の小規模宅地の特例の適用	423
106	被相続人所有の宅地に被相続人及び相続人が建物を建築していた場合の小規模宅地の特例の適用	430

第7章 相続税の申告と更正の請求

107	「相続の開始のあったことを知った日」の判定	442
108	両親が相次いで死亡した場合の相続税の申告	447
109	失踪に伴う相続税の申告義務	449
110	胎児がいる場合の申告方法	455
111	認知による相続人の異動	461
112	特別縁故者の申告	467
113	米国に居住する相続人の印鑑登録証明書	473
114	修正申告と更正の請求の特則	478
115	相続税法32条と国税通則法23条1項の更正の請求の期限	485

116	相続人が相続財産であることを認識していた財産の 申告漏れに係る重加算税の賦課	493
-----	---	-----

第8章 家族信託の課税関係

117	遺言信託があった場合の相続税の課税	502
118	受益権を分割した信託が設定された場合の課税関係	510
119	後継ぎ遺贈型受益者連続信託が設定された場合の課税関係	517

第9章 広大地評価

120	広大地の評価と路地状開発	524
121	広大地の評価と中高層の集合住宅等の敷地用地に 適しているもの	535
122	財産評価基本通達に定める中小工場地区に所在する土地の 広大地通達の適用	543
123	第三者が所有する私道に接する土地の広大地通達の適用	550

第10章 相続時精算課税

124	相続時精算課税制度の概要	558
125	株式等の価額が変動する財産についての相続時精算課税 制度の適用	563
126	相続時精算課税制度の適用を受けていた場合の相続税の計算	565
127	被相続人の死亡と同じ年に贈与を受けた財産に係る相続時 精算課税制度の適用	567
128	贈与を受けた者が贈与税の申告前に死亡した場合の相続時 精算課税の適用	571
129	相続時精算課税を選択した後の少額贈与に係る贈与税の 申告の要否	574

第11章 非上場株式の相続税・贈与税納税猶予

130	非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予	580
131	非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を 受けるための株式等の数	591
132	非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予	594

凡 例

通則法	→ 国税通則法
相法	→ 相続税法
相令	→ 相続税法施行令
相規	→ 相続税法施行規則
相基通	→ 相続税法基本通達
評基通	→ 財産評価基本通達
所法	→ 所得税法
所令	→ 所得税法施行令
所規	→ 所得税法施行規則
所基通	→ 所得税基本通達
法法	→ 法人税法
法令	→ 法人税法施行令
法基通	→ 法人税基本通達
徴法	→ 国税徴収法
徴基通	→ 国税徴収法基本通達
措法	→ 租税特別措置法
措令	→ 租税特別措置法施行令
措規	→ 租税特別措置法施行規則
措通	→ 租税特別措置法関係通達
家事事件手続法	→ 家事事件手続法
民法	→ 民法
借地借家法	→ 借地借家法
地法	→ 地方税法
都市計画法	→ 都市計画法
建築基準法	→ 建築基準法
文化財保護法	→ 文化財保護法
東京地裁平 15.4.25 判決	→ 東京地方裁判所平成 15 年 4 月 25 日判決
最高裁平 20.10.10 判決	→ 最高裁平成 20 年 10 月 10 日判決
国税不服審判所平 25.1.5 裁決	→ 国税不服審判所平成 25 年 1 月 5 日判決

第1章 相続税の課税原因等

1 失踪宣告とその取消しの効果

Question

土地と建物を所有している者が長い間行方不明で、その生死も分からない場合に、その行方不明者の配偶者や子供が行方不明者の所有財産等を引き継ぐためには、どのような手続が必要となりますか。

Answer

生死不明の状態が、通常の場合（普通失踪）は7年間、特別な危難に遭遇した場合（特別失踪）は危難が去ってから1年間、それぞれ継続している場合に、その生死不明の不在者に対する失踪宣告をすることについて、法律上の利害関係を有する者が家庭裁判所に失踪宣告の請求をし、家庭裁判所の失踪を宣告する審判があったことにより、その不在者は死亡したもとのとして相続が開始します。

また、失踪宣告後に不在者の生存が確認された場合には、本人または利害関係人の請求により家庭裁判所は失踪宣告を取り消すこととなりますが、失踪宣告が取り消されるとそれは始めからなかったこととして取り扱われますから、失踪宣告を原因とする法律関係はすべて復活し、原則として、相続人が相続により取得した財産にも移動が生じます。

解 説

1 失踪宣告

失踪宣告の制度（民法30～32）は、いわば「みなし死亡」の制度であって、生死不明の不在者（従来の住所または居所を去って帰来しない者（民法25）をいいます。）を家庭裁判所の宣告により死亡したものとみなす取扱いです。行方不明の不在者をいつまでも生存者として取り扱うことは、その財産関係や身分関係につき不確定な法律状態のまま放置することになり不都合が生じるからです。

すなわち、不在者につき民法はまず、その者の生存を前提に残留財産の管理をして不在者の帰来を待つ態度を採っていますが（民法25～29）、最終的には、次のような要件の下で、不在者は死亡したものとみなされることとなります。

- (1) 不在者につきその生死が不明であること。
- (2) 生死不明の状態が、通常の場合（普通失踪）は7年間継続すること、特別な危難に遭遇した場合（特別失踪）は危難が去ってから1年間継続すること。
- (3) 不在者に失踪宣告をすることにつき法律上の利害関係を有する者が請求すること。
- (4) 家庭裁判所（管轄は、不在者の住所地の家裁）が公告（公告期間は、普通失踪は3か月以上、特別失踪では1か月以上）をして不在者に生存の届出及び不在者の生死を知る者に届出を促し、これら届出のなかった場合に、失踪を宣告する審判を行うこと（家事事件手続法148、家事事件手続規則88）。

失踪宣告の申立てがされると、申立人や不在者の親族などに対し、家庭裁判所調査官による調査が行われます。その後、裁判所が定めた期間内（3か月以上、危難失踪の場合は1か月以上）に、不在者は生存の届出をするように、また、不在者の生存を知っている人はその届出をするように官報や裁判所の掲示板で催告をして、その期間内に届出などがなかったときに失踪の宣告がされます。

そして、失踪宣告の審判が確定すると、家庭裁判所から失踪者の本籍地の市町村長にその旨が通知されますが、失踪宣告の審判を請求した者も、審判が確定してから10日以内に失踪の届出の戸籍の届出を行う必要があります（戸籍法94、89①）。

また、失踪宣告の効果は、普通失踪では7年の期間満了の時に、特別失踪ではその特別な危難の去った時に、それぞれ死亡したものとみなされますから、普通失踪の場合、例えば、失踪から10年経過した者に失踪宣告があったときの死亡とみなされる時期は、失踪宣告時ではなく、失踪から7年を経過した時となり、その時点で、相続の開始や婚姻関係の終了などの効果が生じます。

2 失踪宣告の取消し

失踪宣告を受けた者の生存が確認された場合や、失踪宣告により死亡したとみなされた時と異なる時に死亡したことが後日証明された場合には、家庭裁判所は、本人または利害関係人の請求により、失踪宣告を取り消すこととなります。

失踪宣告が取り消されると、失踪宣告は初めからなかったこととして取り扱われますから、失踪宣告を原因とする法律関係はすべて復活し、相続により取得した財産にも移動が生じます。

しかし、これは利害関係者に不測の損害を与えることにもなりかねませんので、民法は、次の2つの制限規定を設けています。

- (1) 失踪の宣告後、その取消しまでの間に両当事者の善意で行われた行為は、その効力に影響がないこと（民法32①後段）。
- (2) 失踪宣告を直接の原因として財産を取得した者は、その返還義務を負うことになるが、無制限ではなく、その財産が原形のまま、または形を変えて残存する限度で返還すれば足りること（民法32②ただし書き）。

失踪宣告を相続開始の原因として財産を取得した者は、失踪宣告の取消しにより無権利者になりますが、失踪宣告の取消し前の遺産の処分行為は、本人及び相手方が善意である限り無効にはならず、取引の安全が保護されることとなります。ここでいう善意とは、失踪宣告が事実と反することを知らないことをいいますが、この善意は遺産処分行為の当事者の双方に必要だと一般には解されています。

また、遺産分割により取得した財産の返還義務の範囲は、民法32条2項ただし書きによって、現に「利益を受けている限度においてのみ」とされています。

参考法令

民法

第30条（失踪の宣告）

- ① 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
- ② 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後1年間明らかでないときも、前項と同様とする。

第31条（失踪の宣告の効力）

前条第1項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第2項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

第32条（失踪の宣告の取消し）

- ① 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。
- ② 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

家事事件手続法

第116条

裁判所書記官は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律に定める登記を嘱託しなければならない。ただし、戸籍の記載又は同法に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。

- 一 別表第1に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合
- 二 審判前の保全処分が効力を生じ、又は効力を失った場合

第148条

- ① 失踪の宣告の審判事件は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
- ③ 家庭裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第2号及び第4号の期間が経過しなければ、失踪の宣告の審判をすることができない。この場合において、第2号及び第4号の期間は、民法第30条第1項の場合にあっては3月を、同条第2項の場合にあっては1月を下ってはならない。
 - 一 不在者について失踪の宣告の申立てがあったこと。
 - 二 不在者は、一定の期間までにその生存の届出をすべきこと。
 - 三 前号の届出がないときは、失踪の宣告がされること。
 - 四 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

最高裁判所規則（家事事件手続規則）

第88条（公告すべき事項・家事事件手続法第148条）

法第148条第3項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称及び住所
- 二 不在者の氏名、住所及び出生の年月日

第 89 条（失踪の宣告の審判等の確定の公告及び通知・家事事件手続法第 148 条等）

- ① 失踪の宣告の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、失踪者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。
- ② 前項の規定は、失踪の宣告の取消しの審判が確定した場合について準用する。

戸籍法

第 63 条

- ① 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から 10 日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第 94 条

第 63 条第 1 項の規定は、失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれを準用する。この場合には、失踪宣告の届書に民法第 31 条の規定によって死亡したとみなされる日をも記載しなければならない。

2 認定死亡

Question

海水浴に行って溺れて行方不明となり、生存の可能性がない者であっても、その者の相続人が行方不明者の財産を相続するために、行方不明者に対する失踪宣告を受ける必要がありますか。

Answer

水難、火災その他の事変により、死体が発見されない場合で、その者の死亡が確実であるときには、取調べをした官庁または公署が死亡地の市町村長に死亡報告をし、これによって戸籍簿に死亡記載がなされることになっています。これを「認定死亡」といい、これによって相続が開始することになります。

解 説

通常、人の死亡の事実及びその日時の証明は、医師の死亡診断書または死体検案書によって行われますから、届出義務者が、これを添付して死亡の事実を知った日から 7 日以内に市町村長へ死亡の届出をすることになります（戸籍法 86）。

ところが、死亡の蓋然性が極めて高くても、死体が発見されない限り戸籍簿に死亡の記載をしてもらえず、したがって特別失踪手続をとるほかはないということになりますと、長期間、身分関係や財産が不安定な状況になります。そこで、水難、火災その他の事変により、死体は発見されないが死亡が確実である場合には、取調べをした官庁または公署が死亡地の市町村長に死亡報告をし、これによって戸籍簿に死亡記載がなされることになっています（戸籍法 89）。

これが「認定死亡」の取扱いです。もちろん、これによって相続も開始することになります。

しかし、「認定死亡」は、死亡を事実として認定したものであり、失踪宣告のように死亡とみなす制度ではありません。したがって、死亡とされた戸籍の記載が実は事実と反していた、というような場合には、失踪宣告の場合と異な